

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 曾根おひさまこども園 の役員の報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 評議員の報酬は定款第8条の定めるとおり無報酬とする。

2 理事及び監事に対しては、定款第21条の規定にかかわらず、報酬等は支給しないものとする。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

付 則

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。